

※未成年の方は、同意書がないと教習を開始することができませんのでお手続きの際に、必ずお持ち下さいますようお願い致します。

日付は記入日を、氏名欄は親権者の方の自署にてお願いします。

同意書（保護者用）

- 1 教習を受けるにあたり、過去3年以内に無免許運転などの道路交通法違反や交通事故を起こしたこと、または教習中に前記の行為があると、卒業後、試験に合格されても免許を拒否される場合（道路交通法第90条）があります。
- 2 教習期限は、普通自動車・普通二輪車・仮免許入所は9ヶ月以内、審査は3ヶ月以内に技能及び学科の教習をすべて終了し、教習が終了した日から3ヶ月以内に検定に合格しなければ、全ての教習が無効となります。
- 3 教習期間中に労働争議によるストライキなどの発生により、教習に支障が生じたとき、又は、長期にわたりストライキなどが行われたため、他の教習所に移籍を指定されるようなことがあっても、異議の申し立てはしない。
- 4 入校手続き後、9ヶ月を経過しても教習を開始されない場合には、退校したものとみなします。
- 5 退校、期限切れなどの場合の精算方法については、当校の規定により返金いたします。
 - (1) 教習未開始の場合
全額返金いたします。
 - (2) 教習が開始された場合
未消化分の技能料金・検定料金・証明書発行料金を返金いたします。
- 6 その他、教習をうけるとき、事務手続き等を行なう場合は、当校の規定に従っていただきます。

上記1～6について承諾し、入校の申し込みをします。

平成 年 月 日

入校者氏名 _____

保護者氏名 _____ 印